

○津軽広域連合し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営条例

(平成28年2月25日条例第8号)

(趣旨)

第1条 この条例は、津軽広域連合（以下「広域連合」という。）が管理運営するし尿等希釈投入施設（以下「施設」という。）の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津軽広域クリーンセンター
- (2) 位置 弘前市大字津賀野字浅田1273番地
(搬入区域)

第3条 施設には、広域連合を組織する地方公共団体の区域以外において排出されたし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥（以下「し尿等」という。）を搬入してはならない。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(施設の使用許可)

第4条 施設にし尿等を搬入しようとする者は、広域連合長の許可を受けなければならない。ただし、有毒性物質を含むもの、危険性を有するもの等施設の処理業務を困難にするおそれのあるものを搬入してはならない。

(許可の取消等)

第5条 広域連合長は、施設使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて停止を命ずることができる。

- (1) 法令又はこの条例に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な申請により許可を受けたとき。

2 広域連合長は、前項の規定により許可の取消し又は停止を決定したときは、文書で通知するものとする。

(搬入の制限)

第6条 広域連合長は、し尿等の搬入量が施設の処理能力を超えると予想されるとき又はその他施設の管理運営上支障があると認めるときは、搬入を制限することができる。

(処分手数料)

第7条 第4条の場合において、し尿等の搬入に対し徴収する手数料の額は、別表により算定した額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加えた額とする。

2 前項のし尿等の搬入に対し徴収する手数料は、広域連合長の指定する期日までに納めなければならない。ただし、広域連合長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 広域連合長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、申請により

第1項の手数料を減免することができる。

(損害賠償等)

第8条 搬入者は、し尿等の搬入に際して施設及びその設備等に汚損又は損傷を与えたときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 広域連合は、第6条の搬入制限により、利用者に生じた損害については賠償しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

種 別	手 数 料 の 額	
し尿、浄化槽 汚泥及び農業 集落排水汚泥	180キログラム以下の場合	無料
	180キログラムを超えた場 合	180キログラムを超える10キ ログラムまでごとに1.7円の割 合で 計算した額を30.6円に加 算して得た額